

「ネット上のいじめ」に関する 対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）【概要】

【第1編 マニュアル編】

1. 「ネット上のいじめ」とは

「ネット上のいじめ」の特徴について説明。「ネット上のいじめ」を①掲示板・ブログ・プロフによるものと、②メールによるものとに分けて類型化。

2. 「ネット上のいじめ」等の事例と対応

- ① 「ネット上のいじめ」の事例を簡潔に紹介。
- ② 掲示板等への誹謗・中傷に対して、削除依頼の具体的な方法を説明するなど、対応の具体的な手順、児童生徒への指導のポイントなどを説明。
- ③ チェーンメールに関する対応のポイントを説明。

3. 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実

- ① 情報モラル教育の充実と教員の指導能力の向上に関する基本的な考え方を説明。
- ② 保護者への啓発や家庭・地域との連携の在り方について、保護者への説明のポイント等を参考として例示。
- ③ 本マニュアルの活用の在り方として、教育委員会や学校の期待される役割と取組の例を紹介。

※ 参考資料

「ネット上のいじめ」の指導や啓発等に役立つ各種調査結果や、啓発パンフレット、教員向け指導資料、関係法令等を掲載。

【第2編 事例編】

「ネット上のいじめ」に関して、学校における対応事例を、「ネット上のいじめ」の類型ごとに分け、さらに学校種（小・中・高）ごとに分けて、15の事例の詳細な内容とポイントを掲載。

- ※ 巻末に「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第2次】と「インターネット・携帯電話でのいじめ等のトラブルに関する学校における対応マニュアル・事例集の作成に関する検討会」の要項と委員名簿を添付。

「ネット上のいじめ」に関する
対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）

平成20年11月
文部科学省

はじめに

近年、携帯電話が子どもたちの間にも急速に普及し、子どもたちの携帯電話のメールやインターネットの利用が増加しており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめ問題が生じています。また、「ネット上のいじめ」やインターネット上の掲示板等への書き込みなどが原因で、実際に暴力事件等に発展している事例もあります。

「ネット上のいじめ」は、他のいじめと同様に、決して許されるものではなく、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して解決に向けた取組を行っていく必要があります。しかしながら、「ネット上のいじめ」の実態について、保護者や学校が十分に把握できていないことや、学校において有効な対応方策を共有できていないという状況も指摘されてきました。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」を設置し、「ネット上のいじめ」に関する対応策等について検討を行ってきており、平成20年6月に、「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第2次】」を取りまとめたところであり、その提言に基づき、具体的な文部科学省の取組を行ってきているところです。

今般、この取りまとめの中で、「ネット上のいじめ」について提言されている「対応マニュアル(例)」「事例集」の作成について、「インターネット・携帯電話でのいじめ等のトラブルに関する学校における対応マニュアル・事例集の作成に関する検討会」を開催し、「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集(学校・教員向け)」を作成しました。

本対応マニュアル・事例集は、【第1編】と【第2編】から構成されています。【第1編】【第2編】ともに、教職員にとって必要となる事項を簡潔に整理し、利用しやすい形になるよう、工夫しています。

【第1編】のマニュアル編では、「ネット上のいじめ」を発見した場合の、学校における対応に関する手順をまとめたマニュアルとなっています。特に、ブログなどのインターネット上の掲示板などでの誹謗・中傷への対応方法について、マニュアルとしてまとめています。【第2編】事例集では、マニュアル編の「ネット上のいじめ」の類型ごとに、学校種ごとの事例を紹介しています。

これらは、「ネット上のいじめ」に対応するための基本的な知識や方法であるため、各学校での活用にあたっては、さらに内容を追加したり詳細な解説を加えるなどして、地域ごとの対応の在り方を検討することが考えられます。

いま「ネット上のいじめ」に苦しむ子どもたちのために、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速な対応を行うとともに、情報モラルの指導や、保護者への啓発活動を行い、「ネット上のいじめ」を許さない学校づくりを家庭や地域と共に行っていく必要があります。また、子どもの人権尊重という観点からも、子どもたちが安心して学べる環境作りが重要です。

文部科学省では、学校非公式サイトに関する調査の実施や、「ネット上のいじめ」に関する子ども用・大人用の啓発リーフレットの配布等の取組をこれまで行ってきました。また、各教育委員会・学校においても、地域や学校の実態に応じて、「ネット上のいじめ」に対して、それぞれの取組が行われてきているところですが、本マニュアルを活用したり、地域や教育委員会ごとのマニュアルを作成したりするなどして、「ネット上のいじめ」に対する取組がなされるようお願いいたします。

平成20年11月
文 部 科 学 省

目 次

はじめに

【第1編 マニュアル編】

1. 「ネット上のいじめ」とは

- (1) 「ネット上のいじめ」の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 「ネット上のいじめ」の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - ①掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」・・・・・・・・ 2
 - ②メールでの「ネット上のいじめ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2. 「ネット上のいじめ」等の事例と対応

- (1) これまでの典型的な事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 掲示板等への誹謗・中傷等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) チェーンメール等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応・・・・・・・・ 14
 - ①被害児童生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ②加害児童生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ③全校児童生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応・・・・・・・・ 15

3. 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実

- (1) 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 保護者への啓発と家庭・地域との連携・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 対応マニュアルの活用の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - ①教育委員会における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - ②学校における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

参考資料

- (1) 相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 関係データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - ①「ネット上のいじめ」等の実態に関する調査・・・・・・・・・・・・ 25
 - ②啓発パンフレット等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - ③教員向け指導資料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (3) 関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

【第2編 事例編】

1. 掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」

- (1) 掲示板・ブログ・プロフィールへの誹謗・中傷の書き込み・・・・・・・・・・ 51
 - ① 中学校の事例1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
 - ② 中学校の事例2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - ③ 中学校の事例3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ④ 高等学校の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (2) 掲示板・ブログ・プロフィールへ無断で個人情報を掲載・・・・・・・・・・ 55
 - ① 小学校の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
 - ② 高等学校の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (3) 特定の子どもになりすましてネット上で活動を行う・・・・・・・・・・ 57
 - ① 中学校の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
 - ② 高等学校の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

2. メールでの「ネット上のいじめ」

- (1) メールで断続的に特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う・・・・・・・・・・ 59
 - ① 高等学校の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- (2) チェーンメールで悪口や誹謗・中傷の内容を送信する・・・・・・・・・・ 60
 - ① 中学校の事例1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
 - ② 中学校の事例2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (3) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う・・・・・・・・・・ 62
 - ① 中学校の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
 - ② 高等学校の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

3. その他

- (1) 口コミサイトでの事例（小学校）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- (2) オンラインゲーム上のチャットでの事例（中学校）・・・・・・・・・・ 65

巻末資料

- ・子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第2次】・・・・・・・・68
- ・インターネット・携帯電話でのいじめ等のトラブルに関する学校における対応マニュアル・事例集の作成に関する検討会について・・・・・・・・81

【第1編 マニュアル編】

1. 「ネット上のいじめ」とは

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものです。

「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されています。

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要があります。

【参考】

①「平成18年度生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

○「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」

小学校：466件 (0.8%)

中学校：2,691件 (5.2%)

高等学校：1,699件 (13.8%)

特別支援学校：27件 (7.0%)

合計：4,883件 (3.9%)

(カッコ内は、いじめの認知件数全体に対する割合)

② 「青少年が利用する学校非公式サイト等に関する調査（平成20年1～3月）」

(文部科学省)

(ア) 青少年が利用する学校非公式サイト等のウェブサイト数に関する調査

○サイト・スレッド数：38,260件

スレッド型学校非公式サイト：33,527件 (87.6%)

(「2ちゃんねる」など巨大掲示板にスレッドとして掲載されているもの)

グループ・ホームページ型非公式サイト：1,944件 (5.1%)

(生徒が「個人ホムペ」と呼び、数人のグループで遊ぶサイト)

(カッコ内は、サイト・スレッド数全体に対する割合)

(イ) サイト・スレッドの書き込み内容

(対象：群馬・兵庫・静岡県 (約2,000件のうち))

○ 「キモイ」「うざい」等の誹謗・中傷の語が含まれる : 50%

○ 「性器の俗称」などわいせつな語が含まれる : 37%

○ 「死ぬ」「消えろ」「殺す」等暴力を誘発する語が含まれる : 27%

(2) 「ネット上のいじめ」の種類

「ネット上のいじめ」には様々なものがありますが、手段や内容に着目して、次のとおり類型化できます。実際の「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くあります。

① 掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」

i) 掲示板・ブログ・プロフィールへの誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフィール（プロフィールサイト）に、特定の子どもの誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もあります。

ii) 掲示板・ブログ・プロフィールへ個人情報を無断で掲載

掲示板やブログ、プロフィールに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったりしたケースがあります。

iii) 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う

特定の子どもになりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の子どもの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害があります。

【参考】掲示板・ブログ・プロフィールとは

(電子) 掲示板・・・参加者が自由に文章等を投稿することで、コミュニケーションを行うことができるウェブサイトのこと。掲示板の管理者がテーマ等を設定し、その内容に沿った書き込みをする。

ブログ・・・・・・・・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。携帯電話等を使用して更新するブログは「モブログ」と呼ばれている。

プロフィール・・・・・・・・・・「プロフィールサイト」の略で、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、自己紹介サイトを作成することができる。事業者（プロバイダ）が行っている無料のプロフィール作成用サービスを利用すれば、小中学生でも簡単に作成することができる。不特定多数の者が見たり書き込んだりすることができる。

② メールでの「ネット上のいじめ」

i) メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信するなどして、いじめを行ったケースがあります。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか判らないこともあります。

ii) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する

特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがあります。

iii) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。

第三者になりすまして送られてくるメールのことを、「なりすましメール」と呼んでいます。なりすましメールは、子どもたちでも簡単に送信することができます。クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などのメールを特定の子どもに何十通も送信した事例などもあります。

【参考】 なりすましメール対策

送信者のメールアドレスを第三者に偽装した上で送信する「なりすましメール」について、受信拒否できるようなサービスを、各携帯電話会社が提供しています。携帯電話の「メール設定」というメニューから、簡単に手続ができるようになっています。その他、迷惑メールについても、受信拒否などの設定が可能です。

詳しくは、各携帯電話会社のウェブサイトをご参照ください。

③ その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みの事例などがあります。また、最近の事例では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して、誹謗・中傷の書き込みを行うことが増加してきています。「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じることが考えられます。

【参考】

SNS・・・ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニティ型の会員制のウェブサイトのこと。既存の会員からの招待がないと会員になれないという形式をとっていることが多い。会員になると、自由に書き込みを行うことができる。

口コミサイト・・・インターネット上で、様々な物事の評判を情報交換のためのウェブサイトのこと。利用者が自由に書き込むことができる。

オンラインゲーム・・・コンピュータネットワークを利用して、別々の場所においても、オンライン上で同時に同じゲームを行うことができるもの。ゲームだけではなく、チャット等への書き込みを行うことで、コミュニケーションを行うことができる。

2. 「ネット上のいじめ」等の事例と対応

ここでは、「ネット上のいじめ」のこれまでの典型的な事例を紹介し、特に、掲示板やブログ、プロフに誹謗・中傷や個人情報が無断で掲載された場合の対応と、チェーンメールへの対応について解説します。

(1) これまでの典型的な事例

「ネット上のいじめ」が発生した際に適切な対応を行うためには、まず、具体的な事例を理解しておく必要があります。

文部科学省では、都道府県・政令指定都市教育委員会にご協力いただき、「ネット上のいじめ」とその対応の事例を集めました。以下に、小・中・高等学校別に代表的な事例を掲載しました。ここに示された事例も参考にして、(2) (3)での対応マニュアルを活用して下さい。

なお、事例の更に具体的な内容と対応のポイントについては、【第2編 事例編】に掲載しています。

◇ 小学校での事例 ◇

- ・ ある児童が、同じ学年の児童とトラブルになり、その児童のことをインターネット上の掲示板で、卑猥な表現を用いて中傷した。
- ・ ある児童が、勝手に本人の名前を使われたうえ、インターネット上の掲示板に出会い系サイトに書き込むような内容の不適切な書き込みを行っているかのように装われる被害を受けた。
- ・ 複数の児童がニックネームを使って、「総合口コミサイト」上の掲示板に、同じクラスの特定の児童のことを、個人を特定できるような形で誹謗・中傷する内容の書き込みを行った。

◇ 中学校での事例 ◇

- ・ ある生徒が、友人関係にあった同じ学校に通う生徒とトラブルになり、その生徒のことが気に入らないという理由で、インターネット上の掲示板に「キモイ」「ウザイ」などと中傷する書き込みをした。
- ・ 何者かが作成した偽の学校ホームページが開設され、その中で、生徒や教師の個人情報や悪口が掲載された。
- ・ ある生徒が、同じ学校に通う生徒について、「〇〇さんはいじめを繰り返している」などと事実無根の内容のメールを作成し、4人以上に送信するように促すチェーンメールとして送信した。
- ・ ある生徒が、同じ学校に通う生徒に対して、自宅のパソコンから「なりすましメール」で大量の嫌がらせメールを送信した。被害生徒が警察に対して被害届を出し、加害生徒は県迷惑防止条例違反で逮捕された。

◇ 高等学校での事例 ◇

- ・ ある生徒は、学校非公式サイトの掲示板に、「〇〇さんは性的な逸脱行為をしている」など誹謗・中傷の書き込みをされた。
- ・ 学校非公式サイトに性格や体型、容姿などについて揶揄するような書き込みを繰り返し行った。
- ・ ある生徒が、クラスメートである特定の友人に対して快く思わない感情を抱き、ブログ上で、その人の人権を侵害するような誹謗・中傷の内容の書き込みを繰り返し行った。
- ・ ある生徒は、学校の自分の靴箱にコンパスの針を置かれるなどの嫌がらせを受けると同時に、嫌がらせメールを送信された。
- ・ ある女子生徒は、本人の知らないうちに自分の名前を使われ、「私は男好きで、いろいろな人と出会いたいと思っている」などの内容のメールを、不特定多数の生徒に送信された。

(2) 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要があります。

◇ 対応の流れ ◇

① 「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者等からの相談

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多く見られます。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握することになった事例もあります。学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要があります。

なお、より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して、「ネットパトロール」を行うことも考えられます(21頁【参考】参照)。

② 書き込み内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認します。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存するようにしましょう。

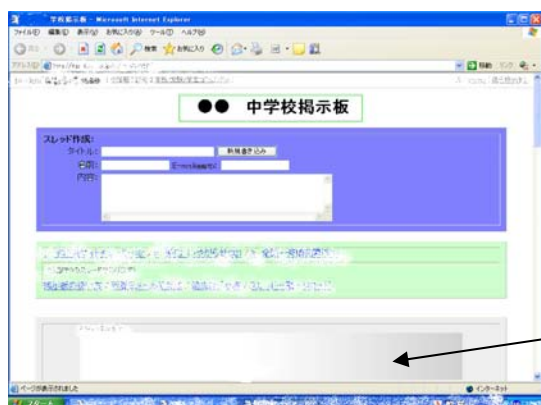
掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くあります。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要があります。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存します。

③ 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探します（ページの下の方にあることが多いようです）。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示されます。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっています。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する必要があります。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当です。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はありません。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報悪用される場合もあります。



この辺りを探します

④ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行います。

【参考】掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼のメールの文例

以下の例を参考にしながら、分かりやすく簡潔に書くようにしましょう。その際には、削除が必要なURLや書き込みNo.、削除理由を記載する必要があります。

[件名] 【削除依頼】誹謗・中傷の書き込み

[本文]

URL : http:// ~

スレッド : http:// ~

書き込みNo. :

違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書いてください。)

削除理由 :

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、当人が大変迷惑しています。更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。

貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

⑤ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送します。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もあります。

それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討します。

・ 警察との連携

「ネット上のいじめ」の問題に対し、適切に対応していくためには、教育委員会等が中心となって、各地域の状況に応じた、学校と警察との協力体制の構築を検討することも有効です。

例えば、神奈川県では、学校において削除依頼の手続を行ったにも関わらず、悪質な書き込みが削除されない場合などは、警察本部少年育成課内に設けられた専用の窓口を通じて警察本部と連絡を取り、削除依頼の方法などについて指導・助言を受けています。

・ 法務局・地方法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っています。

学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局・地方法務局に相談して対応することも有効です。

【参考】

常設人権相談所 22～23頁「参考資料」参照
専用相談電話 子どもの人権110番／0120-007-110

インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>



啓発資料 「はなまる人権学校 人権侵害のない、快適なインターネット環境を作ろう」

http://www3.gov-online.go.jp/gov/pickup_flash/200607/f_netjinken.swf

児童生徒が、掲示板等への誹謗・中傷の書き込みを行う「ネット上のいじめ」の被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童生徒全体に対して指導を行うことが重要です。

◇ 児童生徒への指導のポイント — 掲示板等での被害を防ぐため ◇

- ① 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

【参考】 掲示板等への誹謗中傷などの書き込みなどの「ネットいじめ」等が犯罪となった例

①長崎県佐世保市での小6 女児同級生殺害事件（平成16年6月）

【事件概要】

小学校6年生の女子児童が、同級生の女子児童がインターネットの掲示板に悪口を書いたことに腹を立て、学校内でカッターナイフにより同級生の女子児童の体を切りつけ失血死させた事件。

【事件原因】

インターネットの掲示板に体重に関することや、「ぶりっ子」などと書き込まれたことで加害女児は殺害を決心したという。

②群馬県桐生市での高1 男子同級生傷害致死事件（平成20年7月）

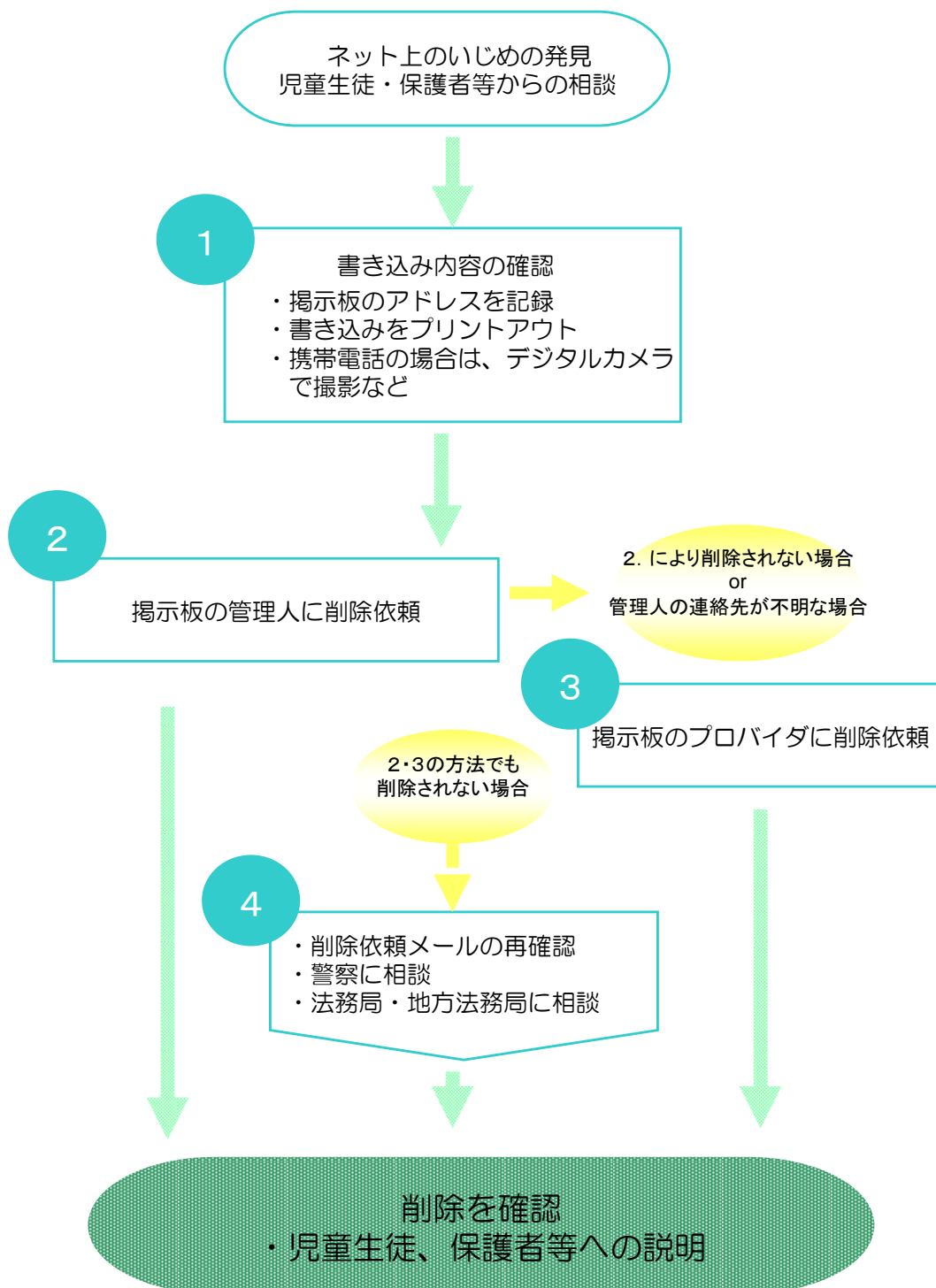
【事件概要】

高校1年生の男子生徒がインターネットの自己紹介サイト「プロフ」に書き込んだ内容に腹を立てた元同級生の無職の少年が、書き込みをした男子高校生を殴る蹴るなどの暴行をして死に至らせた事件。

【事件原因】

高校1年生の男子生徒が「プロフ」に書いた「ギターを弾くやつはろくなやつがない」という内容に腹を立て、懲らしめるつもりで暴行したという。

誹謗・中傷の削除の流れ



(3) チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールといいます。「ネット上のいじめ」に分類される誹謗・中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがあります。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールです。

【参考】チェーンメールの内容例

① 幸福・不幸（の手紙）系

転送しないと不幸になる、あるいは幸福になるというもの。ホラー画像・動画が添付されたり、画像のリンクを本文中に含むものが多い。

② 宣伝系

不幸の手紙をベースにしたものに、広告宣伝のための HP アドレスを含むもの。リンク先へ飛ぶと、チェーンメールの内容に絡んだホラー画像や、携帯の待ち受け画像などが表示され、同一画面に業者の HP へのリンクを一緒に表示させることで、自サイトへ誘導する。出会い系やアダルト系サイトが多い。

③ 募集系

募金や献血のお願い、ペットの飼い主捜しなどの善意の内容や、テレビ番組の実験でチェーンメールを転送しているなど、受信者の良心を逆手にとって、転送させようとするもの。電話番号や住所など含むものがありますが、アダルト番組へ繋がり、料金請求されたり、まったく関係のない第三者の情報が使われていることもあるので、絶対にアクセスしたり、連絡を取ったりしてはいけません。

④ 誹謗・中傷（嫌がらせ）系

個人的な悪意やいたずらで、ある人物や団体、事業者などを中傷するために転送させようとするもの。

⑤ その他

ブラウザクラッシュメール（※1）、ワン切り電話番号（※2）の羅列など。

※1 リンク先のアドレスをクリックすると延々と画像を開かせて携帯のブラウザをフリーズさせるなどし、受信者を驚かせて転送を促すもの。

※2 「あなたはかける勇気がありますか。芸能人の携帯電話番号です」といった度胸試しのような内容。実際はかけてきた相手から料金請求するための電話番号で、「ワン切り」などに使われているものが多い。

（出典：「撃退！チェーンメール」財団法人日本データ通信協会
迷惑メール相談センター）

児童生徒にチェーンメールの例について紹介するとともに、チェーンメールを他の友人等に転送しないように、次の点を踏まえ、指導を行うことが重要です。

◇ 児童生徒への指導のポイント –チェーンメールの被害を防ぐため◇

- ① 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。
- ② チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ③ チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。
- ④ チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- ⑤ チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ⑥ チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。

【参考】チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介するといいでしょう。(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介しています。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」が発見された場合、次の点に留意して、児童生徒への対応・指導を行っていく必要があります。

①被害児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、スクールカウンセラー等を配置するなど、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要です。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童生徒の立場に寄り添った支援が大切です。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組んで行くことが重要です。

②加害児童生徒への対応

加害児童生徒が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要です。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童生徒に対するケアも行う必要がある場合があります。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されています。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとでの指導が求められます。

③全校児童生徒への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、上記(2)(3)◇児童生徒への指導のポイント◇を参考に、全校児童生徒への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させることが重要です(3.(1)参照)。

掲示板やチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えましょう。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進めることが重要です。加害児童生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行うことが必要です。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となります。

3. 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実

(1) 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

「ネット上のいじめ」を予防する観点から、また、「ネット上のいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられます。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく必要があります。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ（→参考資料4 1頁参照）、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルを取り扱っていく必要があります。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向け Web サイト等を活用することが有効です。

情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要です。その際には、外部の専門家を講師として招き、教員の研修を行うことなども考えられます。

「ネット上のいじめ」は、本マニュアルで紹介した事例以外にも新たな手口が発生することも考えられます。そのため、常に最新の動向の把握に努めることが重要です。

【参考】

「情報モラル」指導モデルカリキュラム

情報モラル教育を体系的に進めるため、情報モラルの指導内容を5つの分野に整理し、児童生徒の発達段階に応じて指導目標を設定。

「情報モラル」指導実践キックオフガイド

情報モラル教育の重要性やモデルカリキュラムの解説、指導実践事例などを紹介。

教員向けWebサイト 「やってみよう情報モラル教育」

教員が手軽にアクセスし、情報モラル指導の参考とするための指導実践事例や指導に役立つリンク集等を紹介するポータルサイト。

<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/>

(2) 保護者への啓発と家庭・地域との連携

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはなりません。そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要があります。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要となります。

学校においても、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要があります。学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になります。

また、保護者への啓発に関する取組を行う場合には、e-ネットキャラバン（総務省が文部科学省と通信関係団体と連携して実施）や、非行防止教室・サイバーセキュリティカレッジ（都道府県警が実施）、インターネット安全教室（経済産業省がNPOと協力して実施）などを活用することも効果的です。

【参考1】保護者への説明のポイント

保護者の中には、「ネット上のいじめ」について、どのようなものか十分理解していない保護者もいます。「ネット上のいじめ」について、保護者への説明の際には、次の点を踏まえつつ、個別のケースに応じた対応を行う必要があります。説明の際の資料には、参考資料に掲載した資料等を活用して下さい。

- 子どもたちの携帯電話等の利用の実態
- 「ネット上のいじめ」の実態
- 「ネット上のいじめ」を予防するために家庭でできる取組
 - ・ 「ネット上のいじめ」等についての子どもとの話し合い
 - ・ 家庭での携帯電話の利用に関するルールづくり
 - ・ フィルタリングの必要性
- 「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組

【参考2】 家庭での携帯電話利用に関するルール

家庭での携帯電話利用に関するルールについては、料金についてのルールを決めている場合が多いですが、それ以外のルールについては、何も定めていない場合も多いという調査結果もあります。

「ネット上のいじめ」やインターネット上のトラブルから子どもたちを守るためには次に示す家庭でのルールの例を参考にしながら、各家庭で話し合い、利用に関するルールづくりを行うことも重要です。

(家庭でのルール例)

- ・ 自宅内では居間で使うこと
- ・ 食事中や懇談中、深夜には使用しないこと
- ・ 一定の金額以上は使わないこと
- ・ 学校での使用については、学校のルールに従うこと
- ・ 他人を傷つけるような使い方をしないこと
- ・ 送信者不明のメールや知らない者からのメールが来た場合は速やかに親に報告すること
- ・ ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には携帯電話の利用を停止すること

(出典：2006年12月、警察庁「バーチャル社会のもたらす
弊害から子どもを守る研究会」報告書より)

【参考3】 フィルタリングの設定

フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等に、一定の基準に基づきアクセスできなくする機能のことです。子どもを犯罪や「ネット上のいじめ」から守るためには、携帯電話・PHSにフィルタリングを利用することも考えられます。

フィルタリングについては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において、18歳未満の青少年が利用する携帯電話・PHSについては、フィルタリングを利用する（保護者がフィルタリングを利用しないことを申し出た場合を除く）ことが規定されました。なお、現在フィルタリングを利用していない場合でも、携帯電話・PHS事業者に申し込んだ場合、フィルタリングの利用（無料）が可能です。

フィルタリングには、次の二種類があります。

① ホワイトリスト方式

子どもにとって安全で有益と思われるウェブサイトのリストを作り、これらのウェブサイト以外は利用できなくなる方式。

② ブラックリスト方式

有害なウェブサイトのリストを作り、これらのウェブサイトを利用できなくなる方式。

子どもの年齢や、利用実態を踏まえた、適切なフィルタリングを選択する必要があります。

※ しかしながら、フィルタリングを利用したからといって、すべての「ネット上のいじめ」や違法・有害情報から、子どもたちを守れるわけではありません。「ネット上のいじめ」から子どもたちを守るためには、何よりも、家庭や地域・学校において、日頃から子どもたちを見守ることが大事だということを認識する必要があります。

【参考4】e-ネットキャラバン

文部科学省、総務省が通信関係団体等と連携して、主に保護者や教職員と対象としたインターネットの安全・安心な利用に向けた啓発のための講座を、全国47都道府県で実施しています。

詳細・申込みについては、e-ネットキャラバン運営協議会事務局にお問い合わせください。

e-ネットキャラバン運営協議会事務局

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-22-1

秀和第二芝公園三丁目ビル 2F

(財) マルチメディア振興センター内

<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/index.html>

【参考5】サイバーセキュリティカレッジ

「サイバーセキュリティカレッジ」とは、各都道府県警察が、「サイバー犯罪対策」等に関する講演等に警察職員等を無料で派遣するものです。要請があれば、各学校にも講師を派遣してもらえます。詳細については、各都道府県警察にお問い合わせください。

【参考6】 インターネット安全教室

警察庁、文部科学省及び都道府県警察の協力の下、経済産業省が NPO 法人日本ネットワークセキュリティ協会や全国各地の関係団体等と連携して、家庭や学校からインターネットにアクセスする一般の利用者を対象に、インターネット上の有害情報を含む情報セキュリティに関する基礎知識を学習できるセミナーを全国各地で実施。

(3) 対応マニュアルの活用の在り方

① 教育委員会における取組

都道府県や市町村教育委員会においては、「ネット上のいじめ」等に対して、本マニュアルを参考にしながら、内容の追加等を行い、地域の実情に応じた対応マニュアルを作成することが考えられます。

また、本マニュアル等の「ネット上のいじめ」に関する資料を活用しながら、教職員を対象とした研修等を実施するなど、学校における「ネット上のいじめ」に対する体制整備に向けた取組を行っていくことが必要です。

加えて、(2)で記述している保護者等への啓発について、青少年担当部局などの関係部局・機関と連携しながら、効果的な啓発活動を計画・実施していくことも重要です。

② 学校における取組

学校においては、本マニュアルや各都道府県等が作成している「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアルを活用し、既存の学校の危機管理マニュアルに、「ネット上のいじめ」が生じた場合の対応について項目を追加することも考えられます。

また、「ネット上のいじめ」に対して、個々の教職員だけでなく、学校全体としての指導や対応を行っていく体制づくりが必要です。そのためには、校内研修や会議等において、「ネット上のいじめ」について取り上げるなどして、子どもたちの携帯電話の利用に関する実態について理解を深め、学校における指導方針を明確化するとともに、本マニュアル等を活用して、「ネット上のいじめ」が生じた場合の各学校における対応方法について、教職員の共通認識を図っていくことが重要です。

【参考】 「ネットパトロール」

学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗・中傷の書き込みが行われ、「ネット上のいじめ」等が起こっていないか、チェックすることを「ネットパトロール」と呼んでいます。「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応につなげるため、今後、ネットパトロールをどのように行っていくのか、体制を整えていくことも課題です。

教育委員会や学校が、民間企業等から携帯電話の貸与を受けて「ネットパトロール」を行っている例、外部に委託している情報教育アドバイザー等に任意で「ネットパトロール」に協力してもらっている例、学校の生徒指導担当教諭がネット上の学校非公式サイト等を毎日チェックしている例など、各学校や地域によって、様々な取組が行われています。今後は、地域ボランティアやPTAなどと連携しながら、「ネットパトロール」の体制を整えていくことも考えられます。

また、「ネットパトロール」は「ネット上のいじめ」への対応だけでなく、有害情報対策などにも有効であり、これらをインターネット上の問題全般と併せて考えていくことも必要となってきます。

参考資料

ここでは、「ネット上のいじめ」に関する理解を深め、トラブルへの対応を円滑に行うとともに、情報モラル教育の充実や、保護者等への啓発に役立つ資料を掲載しています。

(1) 相談窓口

- ① 掲示板等への誹謗・中傷の書き込みの削除依頼をしても問題が解決しない場合などは、警察や法務局・地方法務局に相談することが考えられます。

【都道府県警察相談窓口】

警察の相談窓口については、それぞれの学校において把握されているところだと思います。警察の相談窓口がわからない学校については、教育委員会に問い合わせるといいでしょう。

【法務局・地方法務局窓口】

行政機関名	電話番号（代表及び内線）
札幌法務局	011-709-2311
函館地方法務局	0138-26-5686
旭川地方法務局	0166-38-1169
釧路地方法務局	0154-31-5014
仙台法務局	022-225-5611
青森地方法務局	017-776-9025
盛岡地方法務局	019-624-9859
秋田地方法務局	018-862-6533
山形地方法務局	023-625-1363
福島地方法務局	024-534-2021
東京法務局	03-5213-1372
水戸地方法務局	029-227-9920
宇都宮地方法務局	028-623-0926
前橋地方法務局	027-221-4446
さいたま地方法務局	048-863-9589
千葉地方法務局	043-302-1320
横浜地方法務局	045-641-7926
新潟地方法務局	025-222-1564

甲府地方法務局	055-252-7239
長野地方法務局	026-235-6634
静岡地方法務局	054-254-3555
名古屋法務局	052-952-8111
富山地方法務局	076-441-0866
金沢地方法務局	076-231-1247
福井地方法務局	0776-22-5141
岐阜地方法務局	058-245-3181
津地方法務局	059-228-4711
大阪法務局	06-6942-9496
大津地方法務局	077-522-4673
京都地方法務局	075-231-0131
神戸地方法務局	078-392-1821
奈良地方法務局	0742-23-5457
和歌山地方法務局	073-422-5131
広島法務局	082-228-5792
鳥取地方法務局	0857-22-2475
松江地方法務局	0852-32-4260
岡山地方法務局	086-224-5761
山口地方法務局	083-922-2295
高松法務局	087-815-5311
徳島地方法務局	088-622-4171
松山地方法務局	089-932-0888
高知地方法務局	088-822-3331
福岡法務局	092-721-9166
佐賀地方法務局	0952-26-2148
長崎地方法務局	095-826-8127
熊本地方法務局	096-364-2145
大分地方法務局	097-532-3161
宮崎地方法務局	0985-22-5124
鹿児島地方法務局	099-259-0684
那覇地方法務局	098-854-1215

- ② 財団法人やNPOなどの団体においても、「ネット上のいじめ」の問題やその他ネット上のトラブルへの取組などを行っています。これらの団体からも、対応のアドバイスなどをもらうことができます。

団体名	相談業務等の概要	ウェブサイト
財団法人インターネット協会	インターネットに係わる様々なトラブル、インターネット掲示板の誹謗・中傷、ネット詐欺、など) についての相談窓口を照会する。	http://www.iajapan.org/
財団法人日本データ通信協会	「迷惑メール相談センター」においてチェンメールなど、迷惑メールの相談、その対処方法に関する情報提供等の活動を実施	http://www.dekyo.or.jp/
全国 web カウンセリング協議会	ネットいじめ対応アドバイザーの養成や、インターネット上の誹謗・中傷などの相談を受け付けている。	http://www.web-mind.jp/
社団法人日本消費者アドバイザー・コンサルタント協会	「NACS トラブルなんでも 110 番」の電話相談を実施し、相談事案の内容を分析の上、関係機関・業界・消費者に提言・要望・啓発を実施	http://www.nacs.or.jp/
有限責任中間法人ECネットワーク	「インターネット詐欺対策集」等の提供のほか、インターネット上の取引に係る一般消費者からの相談受付を実施。	http://www.ecnetwork.jp/
NPO法人ネットワークセキュリティ協会	「インターネット安全教室」の開催等、情報セキュリティに関する知識の普及・啓発活動を実施。	http://www.jnsa.org/caravan/index.html
財団法人コンピュータ教育開発センター	「ネット社会の歩き方」等、インターネットを安全に使用するための教材を提供。	http://www.cec.or.jp/CEC/

(2) 関係データ

① 「ネット上のいじめ」等の実態に関する調査

	調査の名称	内容の概要	作成者
1	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/11/07110710.htm	児童生徒の問題行動等について、文部科学省が毎年実施している調査。 平成18年度の調査結果では、「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」は4,883件(3.9パーセント)という結果が出ている。	文部科学省
2	学校非公式サイトに関する調査 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/04/08041805.htm	中高生のインターネットコンテンツの利用実態を把握するために行った、学校非公式サイト数、書き込み内容を調査(平成20年4月取りまとめ)。	文部科学省
3	第5回情報社会と青少年に関する意識調査 http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm	携帯電話やインターネットを始めとするメディア利用に関する青少年の意識と青少年のメディア利用に関する保護者の意識等を調査(平成19年12月取りまとめ)。	内閣府
4	「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために」 http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/Virtual.htm	バーチャル社会のもたらす弊害や対策の現状及び問題点、今後の取組の強化に向けての方向性等について取りまとめ。	バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会
5	子どもとメディアに関する意識調査 調査結果報告書 http://www.nrsquare.com/pta/book_kodomotomedia_h20/	子どもを取り巻く社会生活、情報通信社会を生きる子どもとコミュニケーション及び子どもの学びの方法の変化について考えるための調査。 平成19年度調査に関しては、子どもの社会生活上欠かすことができなくなっている携帯電話・PHS、パソコンによるインターネットの利用実態についての調査項目を増やした。	日本PTA全国協議会
6	学校裏サイトリンク集 http://www.web-mind.jp/gus/	「学校裏サイト」のアドレスをデータベース化。教育関係者限定で公開している。	全国webカウンセリング協議会

② 啓発パンフレット等

文部科学省では、以下の1～3の啓発パンフレット等を各学校等に配布してきました。文部科学省のウェブサイトからもダウンロードできますので、児童生徒への指導や、保護者等への啓発に活用してください。

また、各省庁や、関係団体においても、資料を作成しています。学校の実態に応じ、また、児童生徒への指導や保護者等への啓発、教職員の研修等の内容によって、これらを有効に活用しましょう。

	名称	内容の概要	作成者
1	ちょっと待って、ケータイ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/02/08021817.htm	携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の事例、その対応方法のアドバイスなどを盛り込んだリーフレット。全国約120万人の小学6年生全員に配布。	文部科学省
2	ちょっと待って、ケータイDVD http://www.elnet.go.jp/elnet_docs/keitai-dvd.htm	携帯電話のインターネット利用に際してのトラブル・犯罪被害の4つの事例を子どもの目線と保護者の目線の両方の視点から作成。全国の市区町村教育委員会に配布。	文部科学省
3	お父さん！お母さん！お子さんのケータイ・ネットの利用は大丈夫ですか？ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shoutou/040/toushin2/071227.pdf	「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」が平成19年12月に行った取りまとめ。特に保護者に向けて、「ネット上のいじめ」の防止に向けて早急に取り組むべき点として、「『ネット上のいじめ』問題に対する4つの呼びかけ」を行った。	文部科学省
4	『ネット上のいじめ』から子どもたちを守るために一見直そう！ケータイ・ネットの利用のあり方を一 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061612/002.htm	「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」が平成20年6月に行った取りまとめ（第2次）。平成19年12月の提案を踏まえ、「ネット上のいじめ」の防止に向けての有効な取組について提案した。	文部科学省
5	サイバー犯罪防止で、あんしんネットライフ http://www.npa.go.jp/cyber/pamphlet/index.html	国民にインターネットを利用する上では、サイバー犯罪が身近な犯罪であること、被害に遭わないための対策を説明するリーフレット	(財)社会安全研究財団
6	知ってますか？フィルタリング お子さんを犯罪被害から守るために	子どもたちを違法情報・有害情報から守るために有効な対策である「フィルタリング」について紹介したパンフレット	警察庁

	http://www.npa.go.jp/cyber/pamphlet/index.html	ト。	
7	「フィルタリング」で有害サイトから子どもを守ろう	子どもたちを有害サイトから守るためのツールである「フィルタリング」について紹介したパンフレット	警察庁・総務省・経済産業省
8	インターネット、携帯電話の安心・安全な使い方 ～ ネット社会の7つの常識～ http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/pdf/080303safety_teacher.pdf	インターネットを安心、安全に使うために知っておくべきネット社会の常識を7つにまとめたもの。	e-ネットキヤラバン運営協議会
9	これだけは知っておきたい！インターネット安全教室 http://www.jnsa.org/caravan/	インターネットを利用する者が身につけるべき基本的な情報セキュリティ知識、マナー等について紹介した普及広報用教材	経済産業省
10	撃退！チェーンメール http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/image/chainbook0806.pdf	チェーンメールについて、特徴、実例、対処法等を紹介した小冊子。チェーンメールに関する相談は同協会の「迷惑メール相談センター」において受け付けている。	(財)日本データ通信協会

③ 教員向け指導資料等

	名称	内容の概要	作成者
1	「情報モラル」指導モデルカリキュラム http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/05/07052403.htm	情報モラル教育を体系的に推進するため、指導内容を5つの分類に整理し、児童生徒の発達段階に応じて指導目標を設定している。	文部科学省
2	「情報モラル」指導実践ガイドブック・啓発パンフレット http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/kickoff/pdf/2008pumf.pdf	「情報モラル」指導モデルカリキュラムの解説や指導実践例などの紹介。	文部科学省

3	情報モラル指導ポータルサイト～やってみよう 情報モラル教育～ http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/	情報モラル指導事例(200事例)や情報モラル関連コンテンツ等を紹介する教員向けWebサイト。	文部科学省
4	ネット社会の歩き方 http://www.cec.or.jp/net-walk/	学校や家庭で、先生や保護者の方々が子どもと一緒に使える学習教材を集めたサイト	財団法人コンピュータ教育開発センター

(3) 関係法令等

「ネット上のいじめ」等に関する関係法令・通知等を整理しました。また、抜粋等を掲載しています。

	法令等名称	内容の概要	頁
1	刑法	犯罪とそれに対する刑罰を定める法律(明治40年法律第45号)。	32 頁
2	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)(いわゆる「プロバイダ責任制限法」)	<p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限と発信情報の開示を請求する権利について定めた法律。</p> <p>○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限 ウェブサイト、電子掲示板など、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信によって情報が流通し、そのため権利侵害が起きた場合に、特定電気通信役務提供者(プロバイダの管理人、電子掲示板の管理人など)が損害賠償責任を免除される条件を定めている。</p> <p>○発信情報の開示を請求する権利 ウェブサイト、電子掲示板など、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信によって情報が流通し、そのため権利を害された者が、特定電気通信役務提供者(プロバイダの管理人、電子掲示板の管理人など)に対して、権利侵害に関する情報を発信した者の情報の開示を求めることができる条件を定めている。</p>	33 頁
3	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる	青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、インターネットを適切に活用する能力	35 頁

	<p>きる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）（いわゆる「青少年インターネット環境整備法」）</p>	<p>の習得に必要な措置及び青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を定めた法律。</p> <p>○携帯電話会社のフィルタリングサービスの提供 保護者が利用しない旨を申し出ない限り、携帯電話・PHS会社は、携帯電話インターネット接続役務を提供する青少年（18歳未満）青少年有害情報フィルタリングサービスを提供することを義務づけている。</p> <p>○フィルタリングソフトウェア、フィルタリングサービスの提供義務 プロバイダに対し、利用者の求めがあれば青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを原則として提供することを義務付けている。また、パソコンなどインターネットと接続する機器を製造するメーカーに対して、フィルタリングソフト又はフィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上での販売を義務付けている。</p>	
4	<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年第83号）（いわゆる「出会い系サイト規制法」）</p>	<p>インターネット異性紹介事業（以下「出会い系サイト」という。）を利用して児童（18歳未満）を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、出会い系サイトについて必要な規制を行うことにより、出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資することを目的とする法律。</p> <p>○保護者等の責務 児童の保護者等は、児童の使用する携帯電話やパソコンについて、出会い系サイトについてのフィルタリングを利用すること等に努めなければならないこととされている。</p> <p>○児童に係る誘引の禁止 何人も出会い系サイトを利用して児童を対象とする次の行為をしてはならないこととされている（違反した者は100万円以下の罰金）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性交等の相手方となるように誘うこと ・ 対償を示して異性交際の相手方となるように誘うこと <p>さらに、「性交等」や「対償」を示さない誘引であっても、児童に係る誘引（児童が異性を誘うこと、又は大人が異性の児童を誘うこと）であれば禁止さ</p>	39 頁

		<p>れる（平成 20 年 12 月 5 日までに施行）。</p> <p>○出会い系サイトに対する規制</p> <p>出会い系サイト事業者に対し、例えば次のような措置が義務づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童による出会い系サイトの利用の禁止の明示 ・ 利用者が児童でないことの確認 ・ 児童に係る誘引の書き込みの削除（平成 20 年 12 月 5 日までに施行） 	
5	<p>小学校学習指導要領</p> <p>中学校学習指導要領</p> <p>高等学校学習指導要領</p>	<p>小学校の「新学習指導要領」では、総則において新たに「情報モラルを身に付ける」ことが規定された。また、道徳の時間の中で情報モラルの指導に留意すべきことや、総合的な学習の時間において、情報に関する学習が行われることを念頭に問題解決的な学習や探究活動を通して、情報を受信し、収集・整理・発信したり、情報が日常生活に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすることが明記された。</p> <p>中学校の新学習指導要領では、小学校と同様に総則において、「情報モラルを身に付ける」ことが新たに規定されるとともに、道徳の時間の中で情報モラルの指導に留意すべきことが明記された。また、技術・家庭科の技術分野で、情報社会における情報通信ネットワークの利活用とその中で欠くことのできない情報モラルに関する指導を重視することとされた。</p> <p>高等学校については、中央教育審議会答申（平成 20 年 1 月 17 日）において、情報を適切に活用する上で必要とされる倫理的態度、安全に配慮する態度等の育成について、情報モラル、知的財産の保護、情報安全等に対する実践的な態度をはぐくむ指導を重視することが提言され、現在、学習指導要領の改訂作業を進めている。</p>	41 ・ 42 頁
6	<p>「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」（通知）</p>	<p>子どもが出会い系サイト等に携帯電話等を通じてアクセスし、トラブルや犯罪に遭う被害が依然として多発していることから、啓発活動に取り組んでいただくことを依頼するために平成 20 年 3 月に発出した通知。この通知では、保護者のフィルタリングに対する理解を深めるとともに、子どもの犯罪被害防止を図るという観点からフィルタリングの更なる普及促進を図ることや、インターネット上の</p>	43 頁

		有害情報に関する理解を深めることが必要不可欠であり、保護者がこれらを十分に理解し子どもに接することが出来るよう啓発に努めることをお願いしている。	
7	「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について」 (通知)	子どもたちをめぐる「ネット上のいじめ」等の問題に対して、教育委員会や学校における取組をさらに推進するため、平成20年7月に発出した通知。この通知では、特に、学校における携帯電話の取扱いについて、各学校や地域の実態に応じて、学校における方針を明確化し、児童生徒に対する指導の徹底を行うことをお願いしている。	45 頁

○刑法（抄）（明治四十年法律第四十五号）

（脅迫）

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

（強要）

第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第二百二十四～二百二十九条（略）

（名誉毀損）

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

（侮辱）

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

第二百三十二条（略）

（信用毀損及び業務妨害）

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（抄）（平成十三年法律第百三十七号）

（趣旨）

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

第二条 （略）

（損害賠償責任の制限）

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
 - 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 2** 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。
- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
 - 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。
 - 3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。
 - 4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（抄）（平成二十年法律第七十九号）

（目的）

第一条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

第二・三条 （略）

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第五条 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

（連携協力体制の整備）

第七条 国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるに当たり、関係機関、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

第八～十二条 （略）

(インターネットの適切な利用に関する教育の推進等)

第十三条 国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための効果的な手法の開発及び普及を促進するため、研究の支援、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及)

第十四条 国及び地方公共団体は、家庭において青少年によりインターネットが利用される場合における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットの適切な利用に関する広報啓発)

第十五条 前二条に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、青少年の健全な成長に資するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによる青少年有害情報の閲覧の制限等のインターネットの適切な利用に関する事項について、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(関係者の努力義務)

第十六条 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者その他の関係者は、その事業等の特性に応じ、インターネットを利用する際における青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及のための活動その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービ

スを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務)

第二十条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

- 一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。
 - 二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。
- 2 前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。

(青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務)

第二十一条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置(以下「青少年閲覧防止措置」という。)をとるよう努めなければならない。

(青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)

第二十二条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

(青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存)

第二十三条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(抄)(平成十五年法律第八十三号)

(平成20年6月に公布された改正法の改正部分については、同年12月5日までに順次施行。)

(目的)

第一条 この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、インターネット異性紹介事業について必要な規制を行うこと等により、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする。

第二条 (略)

(インターネット異性紹介事業者等の責務)

第三条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律その他の法令の規定を遵守するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努めなければならない。

- 2 インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)を提供する事業者(次項において「役務提供事業者」という。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限(電気通信を自動的に選別して制限することをいう。以下この項及び次条において同じ。)を行う役務又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを提供することその他の措置により児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者及び役務提供事業者は、児童の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第四条 児童の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役務又は当該電気通信の自動利用制限を行う機能を有するソフトウェアを利用することその他の児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資する技術の開発及び普及を推進するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行うインターネット異性紹介事業に係る活動であって、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものが促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第六条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為(以下「禁止誘引行為」という。)をしてはならない。

- 一 児童を性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。)を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)の相手方となるように誘引すること。

- 二 人(児童を除く。第五号において同じ。)を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 三 対償を供与することを示して、児童を異性交際(性交等を除く。次号において同じ。)の相手方となるように誘引すること。
- 四 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

第七～十条 (略)

(児童でないことの確認)

第十一条 インターネット異性紹介事業者は、次に掲げる場合は、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、これらの異性交際希望者が児童でないことを確認しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合にあっては、第一号に規定する異性交際希望者が当該インターネット異性紹介事業者の行う氏名、年齢その他の本人を特定する事項の確認(国家公安委員会規則で定める方法により行うものに限る。)を受けているときは、この限りでない。

- 一 異性交際希望者の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いて、これに伝達するとき。
- 二 他の異性交際希望者の求めに応じ、前号に規定する異性交際希望者からの異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いて、当該他の異性交際希望者に伝達するとき。
- 三 前二号の規定によりその異性交際に関する情報の伝達を受けた他の異性交際希望者が、電子メールその他の電気通信を利用して、当該情報に係る第一号に規定する異性交際希望者と連絡することができるようにするとき。
- 四 第一号に規定する異性交際希望者が、電子メールその他の電気通信を利用して、第一号又は第二号の規定によりその異性交際に関する情報の伝達を受けた他の異性交際希望者と連絡することができるようにするとき。

(児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置)

第十二条 インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して禁止誘引行為が行われていることを知ったときは、速やかに、当該禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、インターネット異性紹介事業者は、その行うインターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為その他の児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(指示)

第十三条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違反行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

新学習指導要領の内容(情報教育関連の主なもの)

—小学校—

■総則

○指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

■道徳

○指導に当たっての配慮事項

児童の発達の段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

■総合的な学習の時間

○内容の取扱いについての配慮事項

情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。

— 中学校 —

■ 総則

○ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

■ 技術・家庭

〔技術分野〕

D 情報に関する技術

- (1) 情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。
 - ア コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。
 - イ 情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。
 - ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。
 - エ 情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること。
- (2) デジタル作品の設計・制作について、次の事項を指導する。
 - ア メディアの特徴と利用方法を知り、制作品の設計ができること。
 - イ 多様なメディアを複合し、表現や発信ができること。
- (4) プログラムによる計測・制御について、次の事項を指導する。
 - ア コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みを知ること。
 - イ 情報処理の手順を考え、簡単なプログラムが作成できること。

■ 道徳

○ 指導計画の作成と内容の取扱い

生徒の発達の段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。

総行情第21号
総基消第53号
文科ス第599号
平成20年3月21日

各 都 道 府 県 知 事
〔 情報政策担当課・市区町村担当課・
私立学校主管課・青少年行政主管課扱い 〕
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 学 長

総務省大臣官房総括審議官
岡 崎 浩 巳

総務省総合通信基盤局長
寺 崎 明

文部科学省スポーツ・青少年局長
樋 口 修 資

子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動
について(依頼)

子どもの携帯電話におけるフィルタリングの普及促進については、昨年2月に通知した「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」により推進を依頼しているところです。その後、昨年12月の総務大臣による要請を受けて、各携帯電話事業者等は、本年1月より順次、未成年者が携帯電話等の新規契約を行う場合は、各携帯電話事業者等がフィルタリングサービスの利用を原則とした形で意思確認を行うこととなりました。加えて、18歳未満の既存契約者に対し、本年夏までにフィルタリングサービスの利用を原則とした形で意思確認を行うなど、更なる導入促進に向けた取組も始まっています。

また、政府では、現在「青少年を有害情報環境から守るための国民運動」として、政府や関係機関が国民レベルで様々な普及啓発活動に取り組んでいるところです。

一方、子どもに携帯電話等を持たせる保護者のフィルタリングに関する理解や認識が十分でないという点も指摘されており、今後は、保護者のフィルタリングに対する理解を深めるとともに、子どもの犯罪被害防止を図るという観点から、フィルタリン

グの更なる普及促進を図ることやインターネット上の有害情報に関する理解を一層深めていただくことが必要不可欠です。

そこで貴職におかれましては、

- ・子どもが出会い系サイト等に携帯電話等を通じてアクセスし、トラブルや犯罪にあう被害が依然として多発していること
- ・犯罪と無関係と思われるウェブサイトでも、掲示板などのコミュニケーション機能がある場合、お互いの連絡先等を交換して、出会い系サイトのように利用され、子どもが犯罪に巻き込まれる可能性があり、また、実際に犯罪被害も生じていること
- ・子どもを犯罪被害から守るためには携帯電話等にフィルタリングを利用することが有効であること
- ・携帯電話等で利用できるフィルタリングには、ホワイトリスト方式とブラックリスト方式があり、子どもの年齢や利用実態を踏まえ、適切なフィルタリング方式を選択する必要があること

等について保護者も十分に理解し、子どもに接することができるよう、きめ細かな内容を伝えることに留意し、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組んでいただくとともに、管内の市区町村、市区町村教育委員会及び学校にも、周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、本件については、警察庁も、本日付けで、別紙「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」を各都道府県警察の長に発出しているので申し添えます。

※ フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づきアクセスできなくする機能のこと。

参考資料：資料1 携帯電話・PHSのフィルタリングの導入促進に向けた総務大臣要請
資料2 保護者のみなさまへ
資料3 ちょっと待って、ケータイ
資料4 e-ネットキャラバン パンフレット

別紙：警察庁発出文「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」

また、本通知文と別添資料は、総務省及び文部科学省のホームページに掲載しており、ダウンロードすることができます。

- ・総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>
- ・文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>

【別添(略)】

20文科初第49号
平成20年7月25日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
各指定都市長
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
金 森 越 哉

(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長
山 中 伸 一

(印影印刷)

児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）

児童生徒が、携帯電話のメールやインターネットを利用する機会は、近年急激に増加してきており、それに伴い、インターネット上の学校非公式サイト（いわゆる「学校裏サイト」）等を利用し、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われるなど、「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめの問題が生じています。また、児童生徒がいわゆる出会い系サイト等のインターネット上の有害な情報に携帯電話からアクセスし、犯罪に巻き込まれる事件も相次いでいます。

このような中、今般策定された「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定）においては、今後5年間に取り組むべき施策として、いじめ等に対する取組や青少年を有害環境から守るための取組を推進していくこととされています（別添1）。さらに、このたび取りまとめられた池坊文部科学副大臣主宰の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第2次】」（平成20年6月、別添2）においては、携帯電話の利用実態の把握や保護者等への理解促進とともに、学校での携帯電話の取扱いに関するルールを策定することが必要である等が提言されているところです。

特に、学校における携帯電話の取扱いについては、一律に持ち込みを禁止している場合や、条件付きで持ち込みを認めている場合など、多くの学校で地域の実態に応じて指針を策定し、それに基づいて既に指導を行って頂いていると承知しています。し

かしながら、一部の学校においては、こうした指針が策定されておらず、学校としての方針が明確になっていない場合も見受けられることから、学校における携帯電話の取扱いに関する方針を明確化し、教職員及び保護者の間で共通理解を図り、児童生徒への指導の充実をより一層図っていくことが必要です。

については、貴職におかれては、これら教育振興基本計画や関連する法令等(別添3)の動向を踏まえつつ、下記1～5のそれぞれの事項に十分ご留意の上、関係部署、関係機関と連携しつつ、携帯電話の利用の実態の把握、学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化、情報モラル教育の充実及び携帯電話等を通じた有害情報に関する啓発活動等について、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知徹底を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

記

1 携帯電話等の利用の実態の把握について

児童生徒の携帯電話の利用をめぐることは、過度に携帯電話に依存している状況や携帯電話を通じたいじめ・犯罪・被害に巻き込まれたりする問題が指摘されている一方、いまだ保護者をはじめとする関係者の認識が十分ではないことも課題として指摘されている。このため、各教育委員会等においては、個人情報取り扱いに留意しつつ、インターネットやメールの利用を中心に携帯電話の利用の実態を把握し、その結果を踏まえて、教職員や保護者等が適切に対応することが必要である。このため、各地域の実情を踏まえつつ、日頃より児童生徒の携帯電話等の利用の実態の把握に努めること。

2 学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化について

- (1) 各学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、以下の指針例を参考とし、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、各学校や地域の実態に応じて方針を明確化し、指針を作成するなどして、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒への指導を徹底すること。

【指針例】

- ① 発達段階を考慮し、小中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすること。
- ② 児童生徒の通学時における安全等の観点等特別やむを得ない事情から、携帯電話の学校への持ち込みが必要と判断される場合は、学校長の判断により、例えば居場所確認や通話機能に限定した携帯電話の持ち込みを可能とすること。
- ③ 学校への持ち込みを認める場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないように配慮すること。

- (2) 指針の作成及び実施にあたっては、あらかじめ保護者等への周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得て、協力体制を構築することが望ましいこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組については、教育振興基本計画において、「未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組、いじめられている児童生徒の立場に立った取組を促進する」としており、各学校及び教育委員会においても、「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知)を踏まえ、更なる取組の徹底を進めていくこと。

なお、各学校等において、「ネット上のいじめ」問題への取組を進めるに当たっては、「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ【第2次】」における提言を受け、国が、今後作成・配布することを予定している「対応マニュアル(例)」や「事例集」の活用なども考えられること。

4 学校における情報モラル教育の取組について

情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育をしっかりと教えることが重要であり、次の点に留意して取り組むこと。

- (1) 情報モラル教育については、学校全体で取り組むとともに、家庭との連携を図りつつ、指導を行うことが必要であること。
- (2) 新学習指導要領の実施も踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルを取り扱うことが必要であること。
- (3) 学校における情報モラルの指導に当たっては、文部科学省で作成した指導モデルカリキュラムや指導事例を紹介する教員向けWebサイト等を活用することや、子ども向けリーフレット(「ちょっと待って、ケータイ」)等を教材として利用することが有効であること。また、「ネット上のいじめ」や学校裏サイト等の実態等、児童生徒の携帯電話等の利用に関する最新の情報を入手して指導することが重要であること。

5 有害情報に関する啓発活動の推進について

特に携帯電話等を介して、児童生徒がインターネット上の有害情報に容易に接し、被害に遭いやすい状況にある(別添4)。このような中、平成20年6月18日に公布された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」においては、国及び地方公共団体は、家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図るため必要な施策を講じること(第14条)、インターネットの適切な利用に関する広報啓発等を行うこと(第15条)とされている。また、「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進に向けた啓発活動について」(平成20年3月21日付け19文科ス第599号スポーツ・青少年局長等通知)においては、

- ・ 子どもが出会い系サイト等に携帯電話等を通じてアクセスし、トラブルや犯罪にあう被害が依然として多発していること
- ・ 犯罪と無関係と思われるウェブサイトでも、掲示板などのコミュニケーション機能がある場合、お互いの連絡先等を交換して、出会い系サイトのように利用され、子どもが犯罪に巻き込まれる可能性があり、また、実際に犯罪被害も生じていること
- ・ 子どもを犯罪被害から守るためには携帯電話等にフィルタリングを利用することが有効であること
- ・ 携帯電話等で利用できるフィルタリングにはホワイトリスト方式とブラックリスト方式があり、子どもの年齢や利用実態を踏まえ適切なフィルタリングを選択する必要があること

等について理解し得るようきめ細かな内容を伝えることに留意し、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組んでいただくよう依頼したところである。

今後は、これらの内容を踏まえ、保護者をはじめとする関係者に対し、入学式時の保護者説明会など効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を行い、児童生徒が使用する携帯電話等においてフィルタリングが利用されるよう努めること。

その際、保護者や地域住民に対して、上記1. の調査結果についても併せて周知したり、「e-ネットキャラバン（e-ネット安心講座通信業界キャラバン）」（平成19年11月7日付け19生参情第18号生涯学習政策局参事官等通知）や「インターネット安全教室」（経済産業省が警察庁、NPO等と連携して実施）、「非行防止教室、サイバーセキュリティカレッジ」（都道府県警察が実施）等を活用したりするなど効率的・効果的な取組を推進すること。

【別添（略）】

【第2編 事例編】

1. 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

(1) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み

① 中学校の事例 1

- ・ あるサイトに作られたインターネット掲示板に、特定の生徒を誹謗・中傷する内容が書き込まれた。その後、書き込み内容が徐々にエスカレートするとともに被害生徒数も拡大していった。被害生徒の中には、事実無根の内容にショックを受け、書き込みをした人物が特定できないことも重なり、疑心暗鬼になって友人に心を開けなくなる生徒も現れた。
- ・ 部活動でA男の様子に元気がないことに気付いた顧問の教諭が本人に事情を尋ねたところ、A男は友人たちから書き込みの加害者として疑われ、悩んでいると打ち明けられた。顧問の教諭は当該掲示板を調べたことで、学校はこの事案を把握した。
- ・ 近隣の複数の中学校に在籍する生徒の実名が掲示板に掲載されていたことから、学校では、近隣の中学校に対しても情報提供を行うとともに、情報交換を行った。
- ・ 学校では管理者に対して削除要請を行ったが、効果がなかったため、掲示板を運営する運営会社に削除要請を行ったところ、「閲覧制限」の措置がとられ、その後、書き込みは削除された。
- ・ 学校では、本事案の内容を教材化し、道徳や学級活動の時間の指導に活用するとともに、保護者に対しても、PTA広報誌や学級懇談会を活用した問題提起や協力依頼を行った。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - インターネット掲示板への誹謗・中傷の書き込み
- ii) 学校が把握したのは
 - 生徒の様子の変化に気付いた部活動担当教諭の問いかけ
- iii) 学校の対応（特徴）
 - 近隣の学校との情報交換
- iv) 削除の状況
 - 管理者及び運営会社に削除要請し、書き込みは閲覧制限の後削除
- v) 加害生徒への対応
 - 加害生徒は特定できず
- vi) 全体へ指導
 - 本事案の内容を教材化し活用
- vii) 保護者との連携
 - PTA広報誌や学級懇談会を利用した問題提供や協力依頼

② 中学校の事例 2

- 中学3年の友人同士であるA男、B男、C男、D男の間で人間関係のトラブルが生じ、同じ時期にA男のプロフィールサイトに「ウザイ」「キモイ」などの書き込みがあった。
- 書き込みに気付いたA男が学級担任に相談したことで、学校は本事案を把握した。
- 学校では、書き込み内容やA男の心当たりなどから、B男、C男、D男の3名を特定し、各生徒から個別に事情を聞いたところ、3人は書き込みをしたことを認めた。
- 学校では被害生徒、加害生徒双方の保護者と連絡を取り、A男の保護者に加害生徒が判明した事実と、加害生徒への指導を行うとともに、継続的に様子を観察することを伝えた。加害生徒の保護者に対しては、学校での指導内容を伝えるとともに、各家庭での指導についての協力を依頼した。その上で、謝罪の場を設定し、加害生徒及びその保護者はA男とその保護者に対して謝罪した。
- その後、学校では全校生徒及び希望する保護者を対象とした講演会を企画し、警察の担当者を招いて「サイバー犯罪やネットいじめ、携帯いじめ」と題する講演会を行った。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - プロフィールサイトへの誹謗・中傷の書き込み
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害生徒が学級担任に相談
- iii) 学校の対応（特徴）
 - 被害生徒及び加害生徒の保護者への対応
- iv) 加害生徒への対応
 - 学校の聞き取り調査により加害生徒を特定
- v) 全体への指導
 - 警察の担当者による講演会を開催（保護者の参加も可）

③ 中学校の事例3

- ・ 中学3年のA子と2年のB子は、町内で偶然出会って一緒に遊んだ際に、再び遊ぶ約束をしたがすれ違いとなり、互いに快く思わなくなった。やがて、B子はA子のブログを見つけ、友達と一緒にA子の中傷する書き込みを行った。
- ・ これに気づいたA子は、別のブログにB子の中傷する書き込みを行った。両者とも相手に対する憎しみが増幅し、徐々にエスカレートし、生徒たちでは解決できない状況となった。
- ・ 困ったA子が養護教諭に相談して、学校はこの事案を把握した。
- ・ 学校はA子、B子それぞれのグループごとに事実確認を行った上で、個々の生徒に対する指導を行った。また、それぞれの保護者に対して、本事案の経緯と学校での指導について説明、理解と協力を求めた。また、書き込みの対象となったブログについて、保護者の責任で閉鎖するように求めた。
- ・ 学校では、関係する生徒への個別指導を終えた後で、全校集会を開催して、「ネット社会のルール」について指導を行った。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - ブログへの誹謗・中傷の書き込み
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害生徒が養護教諭に相談
- iii) 学校の対応（特徴）
 - 関係する生徒への個別の聞き取り調査
- iv) 削除の状況
 - 保護者の責任でブログを閉鎖するよう要請し、ブログは閉鎖
- v) 加害児童生徒への対応
 - 学校の聞き取り調査により加害者を特定
- vi) 全体への指導
 - 加害生徒への個別指導終了後、全校集会を開いて指導

④ 高等学校の事例

- ・ 高校2年のA子は自分のブログに同じ高校に通う2年のB子のことを書き込んだ。A子にはB子の中傷する意図は全くなかったが、書き込みを見たB子はショックを受け、欠席がちになった。
- ・ B子の担任が欠席の理由について尋ねるうち、A子のブログでの書き込みが原因であることが分かった。
- ・ その後、A子はたまたま登校したB子と偶然出会い挨拶をしたが無視されたため、そのことに腹を立て、自分のブログにB子を誹謗・中傷する書き込みを行った。これを見たB子は更にショックを受け、以後、不登校状態となった。
- ・ 学校では、A子から事情を聞き、本人が誹謗・中傷の書き込みを認めたので、削除をさせた。また、A子及びその保護者を学校に呼び、校長が直接指導と事情説明を行った。
- ・ B子に対しては、担任や学年主任が中心となって家庭訪問を繰り返し、心のケアを図るとともに、B子の精神的な安定を図られるよう支援を行った。
- ・ 学校では、時期を見て、全校生徒を対象にネット上の問題についての指導を行うこととしている。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - ブログへの誹謗・中傷の書き込み
- ii) 学校が把握したのは
 - 担任が被害生徒が欠席しがちになったことの原因を尋ねる中で
- iii) 削除の状況
 - 加害生徒を特定し、削除させる
- iv) 被害生徒への対応
 - 担任や学年主任が家庭訪問を行い、心のケアを図る
- v) 加害児童生徒への対応
 - 本人及び保護者に対して学校長が直接指導

(2) 掲示板・ブログ・プロフへ無断で個人情報を掲載

① 小学校の事例

- ・ インターネット掲示板に、小学6年のA子を装って、氏名・電話番号を記載した上で、出会い系サイトに書き込んだかのような内容の書き込みがなされた。
- ・ 書き込みに気づいたA子の保護者が学校に相談したことで、学校はこの事案を把握した。
- ・ 学校とA子の保護者は、警察に相談し、加害者の調査と書き込みの削除について協力を要請した。
- ・ 加害者を特定することはできず、A子及びその保護者の不安感を完全に取除くには至っていない。
- ・ 学校では、担任が中心となってA子の相談にのり心のケアに努めるとともに、校長講話や各担任の指導等を通じて、インターネットや携帯電話の便利さと危険性について全校児童に対して啓発をした。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - インターネット掲示板への個人情報、誹謗・中傷の書き込み
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害児童の保護者からの相談
- iii) 学校の対応（特徴）
 - 警察との連携による加害者の特定及び削除要請の相談
- iv) 被害児童生徒への対応
 - 担任を中心に心のケアに当たる
- v) 加害児童生徒への対応
 - 加害者は特定できず
- vi) 全体への指導
 - 校長講話、担任による指導

② 高等学校の事例

- ・ ある学校非公式サイトの掲示板に、A子の個人名を挙げて「性的な逸脱行為をしている」など誹謗・中傷する内容の書き込みがあった。
- ・ A子にそのような事実はなく、書き込みを知ったA子は、保護者に相談することもできず、警察に被害届を出すこともためらい、生徒指導担当の教員に「学校に行きたくない、学校を辞めたい」と訴えてきたことで、学校はこの事案を把握した。
- ・ 学校は、書き込みの削除要請を行うため、掲示板の管理者を特定しようと警察に相談したところ、ドメイン名登録情報検索サービス(Whois)を紹介され、それに基づき管理者の連絡先を入手した。しかし、メールや電話による削除要請に応じてもらえず、再度、警察に相談したところ、サイト内にある掲示板の中に更に新たな掲示板を立ち上げたものだということが判明した。そこで、新たな管理者の連絡先を入手し、学校長名でFAXやメールによる削除要請をした結果、個人が特定できる記事のみようやく削除することができた。
- ・ 学校では、事案発覚後直ちに全校集会を開いて指導することも考えたが、書き込みの内容や掲示板の存在を新たに知る生徒が出ることを懸念し、掲示板での誹謗・中傷の書き込みが削除されるのを待って全校集会を開いた。集会では、校長が今回のような誹謗・中傷の書き込みはいじめに該当すること、いじめは絶対にあってはならないことを全校生徒に訴えた。以後、この掲示板での書き込みはなくなった。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - 学校非公式サイトへの個人情報、誹謗・中傷の書き込み
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害生徒が生徒指導担当教諭に相談
- iii) 学校の対応(特徴)
 - 警察との連携による削除要請の相談
- iv) 削除の状況
 - 管理者等への電話、メール、FAXによる削除要請により、特定の書き込みのみ削除
- v) 加害生徒への対応
 - 加害生徒は特定できず
- vi) 全体への指導
 - 誹謗・中傷の書き込みが削除されるのをまって全校集会を開催

(3) 特定の子どもになりすましてネット上で活動を行う

① 中学校の事例

- ・ 学校の公式ホームページに似せた偽りのホームページが公開され、その中で、生徒や教師の実名、誹謗・中傷、教師が買い物をしている姿などを盗撮した写真が掲載された。
- ・ ある保護者からこのホームページの存在について学校に問い合わせがあったことで、学校は本事案を把握した。
- ・ 学校は、地域の青少年センターと相談し、ホームページの管理者に対して削除依頼を行った。その結果、当該ホームページは閉鎖されたが、その日のうちに、ほぼ同じ内容のホームページが公開された。加害者については、最後まで特定できなかった。
- ・ 学校では、全校集会を開いて情報モラルについての全体指導を行うとともに、各学級において、「情報モラル（社会の秩序）について」と題する授業を実施した。さらに、保護者向けに文書を配布して注意を喚起した。
- ・ 偽りのホームページの掲示板に、学校の指導を肯定する書き込みや中傷をやめるように促す書き込みも見られる状況にあり、学校では、生徒指導担当の教諭が毎日閲覧しチェックを行った。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - 偽りの学校ホームページ上での誹謗・中傷や個人情報の掲載
- ii) 学校が把握したのは
 - 保護者からの情報提供
- iii) 学校の対応
 - 地域の青少年センターとの連携による削除要請
- iv) 削除の状況
 - 一度は削除されたが、すぐに同様のホームページが出現
- v) 加害児童生徒への対応
 - 加害者は特定できず
- vi) 全体への指導
 - 全校集会による情報モラルについての指導
- vii) 保護者との連携
 - 文書配布による注意喚起

② 高等学校の事例

- ・ 部活動における人間関係のトラブルが原因で、高校3年のA子は、A子が作成したように見せかけたプロフィールサイトを知らないうちに作成され、このプロフに誹謗・中傷の書き込みをされた。A子の友人が書き込みを発見しA子に伝えた。
- ・ A子が部活動顧問の教諭に相談したことで、学校はこの事案を把握した。
- ・ 学校では、プロフィールサイトの管理者に対して削除要請を行った結果、2日後に書き込みは削除された。また、部活動顧問は部活のミーティングを開き、誹謗・中傷の書き込みがあった事実を知らせ、注意を喚起したところ、A子の後輩であるB子が顧問の教諭に書き込んだことを申し出た。
- ・ 学校ではB子を厳重に注意するとともに、A子、B子の保護者にもそれぞれ事情を伝えた。B子の保護者はB子を連れてA子宅に出向き、A子及びその保護者に対して謝罪をした。
- ・ 学校では、全校生徒に対して、安易に行った誹謗・中傷の書き込みが重大な結果をもたらすことを認識させるとともに、様々な機会を捉えて情報モラルの向上を図ったり、ネットの危険性について認識させたりする取組を行うこととしている。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - 無断で作成されたプロフィールサイトへの誹謗・中傷の書き込み
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害生徒の部活動担当教諭に相談
- iii) 学校の対応（特徴）
 - 管理者への削除要請、部活のミーティングによる注意喚起
- iv) 削除の状況
 - 管理者に削除要請し、書き込みは削除
- v) 加害児童生徒への対応
 - 加害生徒が自ら申し出て特定

2. メールでの「ネット上のいじめ」

(1) メールで断続的に特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う

① 高等学校の事例

- ・ 高校1年のA男は、「死ね」「殺す」「チビ」「デブ」「ジュースおごってくれ」「今日も部活さぼるのか」などのメールを再三にわたって送信され、誹謗・中傷を受けた。
- ・ A男の様子がおかしく体調も優れないことを疑問に感じた保護者がA男の携帯電話のメールを確認したところ、誹謗・中傷のメールが多数送られているのを確認し、学校に訴えたことで、学校は本事案を把握した。
- ・ 学校で、A男から事情を聞き、名前があがった生徒にも話を聞く中でB男が加害者であることがわかった。
- ・ 学校はB男の保護者を学校に呼んで事情を説明し、A男及び保護者に対して謝罪させるとともに、家庭訪問等を行ってB男に対する指導を行った。
- ・ A男に対しては、教育相談担当教諭や養護教諭が面談等を行って心のケアを行うとともに、担任が家庭訪問を行い、保護者と連携してA男が安心して学校に通えるような体制を整えた。
- ・ 学校では、2学期の始業式に全校集会を開き、いじめに関する講話を行うとともに、携帯電話の使用を含むいじめに関するアンケート調査を実施した。
- ・ また、臨時のPTA役員会を開催し、学校の対応について説明し、協力を求めた。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - メールによる誹謗・中傷
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害生徒の保護者が学校に訴え出た
- iii) 学校の対応（特徴）
 - 被害生徒への聞き取りによる加害生徒の把握
- iv) 被害児童生徒への対応
 - 教育相談担当教諭や養護教諭による心のケア
- v) 加害児童生徒への対応
 - 被害生徒等への謝罪、家庭訪問による指導
- vi) 全体への指導
 - いじめに関する講話、アンケート調査の実施
- vii) 保護者との連携
 - 臨時のPTA役員会の開催

(2) チェーンメールで悪口や誹謗・中傷の内容を送信する

① 中学校の事例

- ・ 「A子はいじめを繰り返し行っている。私は決して許すことはできない」という内容のメールを4人以上の他人に送るように促すチェーンメールが複数の生徒に送信された。A子には全く身に覚えのない事実無根の内容であった。
- ・ A子は上記メールが出回っていることを友人から教えられ、保護者に相談した。保護者が学校に連絡したことによって、学校は本事案を把握した。
- ・ 学校では、メールの内容が大変悪質であることから警察に相談する必要があることを保護者に伝え、保護者は警察に被害届を提出した。また、学校では「チェーンメールや中傷メールを送ることは犯罪行為であること」、「この件については警察にも連絡しており警察が捜査している」ことを全校生徒に伝えた。
- ・ 調査の結果、メールの発信源が特定され、4人の生徒が関与していたことが明らかとなった。
- ・ 加害生徒に対しては、チェーンメールや中傷メールを送ることは犯罪行為であるとともに、他人の心を苦しめる非常に悪質な行為であることなどを理解させるとともに、加害生徒の保護者に対しても指導への協力を要請した。A子については、精神的に不安定になり登校できない状態が続いたため、担任や学年主任等が家庭訪問を繰り返すとともに、スクールカウンセラーがA子及びその保護者に対してカウンセリングを行い、専門的な立場から支援を行った。
- ・ 学校は、PTAと連携して、保護者に対してメール等をめぐる問題行動の未然防止に向けての情報提供を行うとともに、生徒向けの非行防止教室の中で、情報モラルに関する指導を行った。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - チェーンメールによる誹謗・中傷
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害生徒の保護者が学校に相談
- iii) 学校の対応
 - 警察との連携による被害届の提出
- iv) 加害児童生徒への対応
 - 加害生徒を特定、保護者を呼んで学校の指導への協力を要請
- v) 被害児童生徒への対応
 - スクールカウンセラーによる被害生徒及び保護者へのカウンセリング
- vi) 全体への指導
 - 非行防止教室の中での情報モラルに関する指導
- vii) 保護者との連携
 - PTAとの連携による情報提供

② 中学校の事例

- ・ 中学1年のA子のことをひやかしたり、中傷したりする内容のチェーンメールが出回るようになり、そのことを、A子と同級生の妹のB子が知り、A子へメールで知らせた。
- ・ A子は、上記メールが出回っていることを学校の先生に知らせ、その先生が学級担任に知らせたことにより、学校は本事案を把握した。
- ・ 学校が調査したところ、上記チェーンメールは同じ学年内の70～80人に送信されていることが分かり、さらに発信元の生徒として、同じ学年の3人の生徒が関わっていることが分かった。
- ・ A子は、このことがきっかけで教室に入れなくなり、職員室に登校せざるを得ない状況となった。学校では、登校した場合は職員室で学習させながら見守ることを保護者に伝えるとともに、スクールカウンセラーによる面談や学級担任による家庭訪問を継続的に行った。
- ・ 学校では、学年主任、関係学級担任の立ち会いのもと、A子とその保護者及び加害生徒3名とその保護者に来校してもらい、謝罪の場を設けた。また、加害生徒に対しては、今回のような事例は犯罪行為であり、ことの重大さを自覚するように説諭した。
- ・ 全校集会において、学校長が、いじめ防止等について講話を行うとともに、生徒指導担当の教員が、いじめに関するアンケートの実施等についての説明を行った。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - チェーンメールによる誹謗・中傷
- ii) 学校が把握したのは
 - 同級生の妹からチェーンメールのことを知らされた被害生徒が教員に相談
- iii) 学校の対応
 - 状況の確認、関係生徒からの事情聴取
- iv) 加害児童生徒への対応
 - 加害生徒を特定、保護者を呼んで本人への説諭
- v) 被害児童生徒への対応
 - 職員室登校への対応、スクールカウンセラーによる面談及び学級担任による家庭訪問
- vi) 全体への指導
 - 全校集会における学校長の講話、いじめアンケートの実施

(3) 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う

① 中学校の事例

- ・ 中学3年のA子は同級生のB男に好意をもっており、メールでB男に告白をした。しかし、B男にその気はなく、面白半分に友人のC男にこのことを話した。C男とB男は、C男宅のパソコンからA子の携帯電話に、いわゆるなりすましメールで大量の嫌がらせメールを送信した。A子はすぐにメールアドレスを変更したが、その後も嫌がらせメールが続いたため、保護者と相談して警察に出向き被害届を提出した。
- ・ 被害届を出した2か月後、県迷惑防止条例違反でB男、C男が逮捕された。
- ・ 学校は、A子の保護者から被害届を出したとの報告を受け、本事案を把握していたが、B男とC男の逮捕によって、初めてB男とC男が加害者であることを知った。
- ・ 学校では、生徒指導担当教諭が警察に出向いて事実確認をするとともに、被害生徒、加害生徒双方の保護者と連携を取り合い、A子への支援及びB男、C男に対する指導と援助を行った。
- ・ 学校では、B男、C男が逮捕された翌日に全校集会を開催して事実関係を説明するとともに保護者会を開催して、事情説明を行った。また、改めて全校生徒に対する情報モラル教育の徹底を図るとともに、PTAと協力して家庭用コンピュータへのフィルタリングの必要性について啓発活動を行った。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - なりすましメールによる嫌がらせ
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害生徒の保護者が警察に被害届を出し、そのことを学校に報告
- iii) 加害児童生徒への対応
 - 加害生徒が県迷惑防止条例違反で逮捕
- iv) 学校の対応
 - 警察に出向いて事実関係を確認、被害・加害双方の保護者との連携
 - 全校集会、保護者会を開催して、加害生徒が逮捕されたことについての事情説明
- v) 全体への指導
 - 全校集会を開いての情報モラル教育の徹底
- vi) 保護者への対応
 - 家庭用コンピュータへのフィルタリングの必要についての啓発活動

② 高等学校の事例

- ・ 高校2年のA子が自分たちの悪口を言っていると思いこんだ同じ学年のB男とC子とがA子になりすましたメールを作成し、「私は男好きでいろんな人と出会いたい」といった内容のメールをチェーンメールとして5人の友人に送信した。
- ・ A子は友人から上記メールが出回っていることを知らされ、部活動顧問に相談したことで、学校は本事案を把握した。
- ・ 学校は関係する生徒から事情を聞く中で、B男とC子を加害者として特定した。学校では、直ちに加害生徒に対してメールの送信先を追跡してチェーンメールがこれ以上広まらないように対策を講じるよう命じるとともに、保護者に来校してもらい、事実関係を報告し、保護者に対してもチェーンメールが広がらないよう対策を講じることへの協力を求めた。
- ・ A子とその保護者に対しては、加害生徒が特定できたこと、加害生徒に対して指導を行うことを伝えるとともに、加害生徒が謝罪を申し出た場合の仲介を学校が行うことを伝えた。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - なりすましメールの形で誹謗・中傷のチェーンメールを送信
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害生徒が部活動担当教諭に相談
- iii) 学校の対応
 - 関係する生徒からの聞き取り調査
- iv) 加害児童生徒への対応
 - 加害生徒を特定、保護者を呼んで学校の指導への協力を要請
- v) 削除の状況
 - 加害生徒に対して、メールが広まらないような対策を講じさせる

3. その他

(1) 口コミサイトでの事例 (小学校)

- ・ 口コミサイトの中の、ある心霊ドラマのDVDに対するコメントを書く掲示板に、A子を誹謗・中傷する書き込みがあった。ニックネームを使った会話形式の書き込みで、A子の交友関係を知っている児童には、そこで誹謗・中傷されている者がA子であると特定できるような書きぶりであった。
- ・ この書き込みに気づいたA子の保護者が学校に連絡したことにより、学校は本事案を把握した。
- ・ 学校では、当該掲示板を印刷して証拠を残すとともに、サイト管理者に対して削除依頼を行った。また、学級担任によるA子の友人等への聞き取りを行い事実関係の把握に努めた。その結果、同じクラス内の5人の女子児童が関与していることが分かった。
- ・ 学校では、被害児童、加害児童及びそれぞれの保護者を呼んで、事実関係の共有、謝罪、人間関係修復に向けての話合い等を行った。
- ・ また、臨時の保護者会を開催して、事実関係を説明するとともに家庭と学校の連携による情報モラルの指導に一層取り組むことを確認した。当該学年の児童を集めた臨時の学年集会では、教育委員会の健全育成担当指導主事を講師に招いて情報モラル講座を開催した。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - 口コミサイトでの誹謗・中傷
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害児童の保護者が学校に連絡
- iii) 学校の対応
 - サイト管理者への削除要請
- iv) 加害児童生徒への対応
 - 関係する生徒への聞き取りにより加害児童を特定
- v) 全体への指導
 - 教育委員会の指導主事を講師として情報モラルに関する講座を開催
- vi) 保護者との連携
 - 臨時の保護者会による説明

(2) オンラインゲーム上のチャットでの事例(中学校)

- ・ A子はB子とオンラインゲーム上のチャットで知り合ったが、些細なことでトラブルとなり、そこにA子と全く関係ない第三者が加わって、B子とともにネット上で面白半分にA子の誹謗・中傷を始めた。
- ・ 自分の悪口を書き込まれていることを知ったA子は保護者に相談し、保護者が学校に相談したことで、学校は本事案を把握した。
- ・ 学校では同じ学年のB子が関与していることを突き止め、本人及び保護者に対して指導を行うとともに、A子へのケアを行い、不登校傾向を示していたA子も元気を取り戻しつつあった。
- ・ それから間もなく、オンラインゲーム上の掲示板にA子への誹謗・中傷の書き込みが現れ、ショックを受けたA子は全く登校できなくなってしまった。
- ・ A子については、登校できない状態であることから、緊急避難的に市の適応指導教室に通級したが、学校への再登校への意欲は見られず、最終的には保護者からの申入れにより、校区外への中学校へ転校することとなった。
- ・ 学校では、本事案を受けてメールやインターネット上でのトラブルについて、警察担当者を講師に招いて、全校集会を開催したり、保護者対象の研修会を開催したりして、情報モラル向上への取組を行った。

【事例のポイント】

- i) 事案の概要
 - オンラインゲーム上のチャットでの誹謗・中傷
- ii) 学校が把握したのは
 - 被害生徒の保護者が学校に相談
- iii) 被害児童生徒への対応
 - 被害生徒への心のケア、適応指導教室への通級、通学区域外への転校措置
- iv) 加害児童生徒への対応
 - 最初の書き込みは特定できたが、次の書き込みは特定できず
- v) 全体への指導
 - 警察の担当者を講師として全校集会を開催
- vi) 保護者との連携
 - 保護者対象の研修会